

令和元年8月定例農業委員会 会議録

令和元年8月9日（金）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 非農地証明願について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、令和元年8月定例農業委員会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局長

皆さん、おはようございます。大変お忙しい中、令和元年8月定例農業委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、同じ経済推進部の中、シティセールス推進課が中心になって取り組みました、8月3日に開催されましたサマーボール花火大会、それぞれ皆さん方もご協力いただいたと思います。この場をお借りして、改めてお礼を言わせていただきます。どうもありがとうございました。

おかげをもちまして、ほんとに涼しい中で、いつもよりは涼しい中で開催できまして、来場者も出足が早く、5万人位来たということで発表させていただいたところです。

あと、台風がまた接近しています。この間の少ない定例の農業委員会であるごとに台風の話をおもておるような気がするんですが、特に近畿に影響があるのが台風10号、3つ目の台風です。今、危機管理室の方にきのうで情報を確認しますと、やっぱりまだどっち来よるのかはつきりしないんですが、この日曜日のお昼頃に和歌山地方気象台の方から正式な発表があってというようなところです。農業、もちろん皆さん方従事されている農産物もそろそろいろんなものができつつあるという時に、大事な時期ですが、ほんとうに気を付けていただきたいなというふうに思います。

それから、前回、前々回と提案させていただいています農地のいろんな確認の作業ですが、衛星の状況が天気等の都合で一部撮影できなかったということで、皆さんにご迷惑をおかけしているところです。また後ほど事務局の方から具体的な話をさせていただきますので、よろしくお願いします。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

・事務局

本日の定例会について、ご報告を申し上げます。農業委員会等

に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の定例会は成立していることをご報告申し上げます。

なお、議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会議の議長は会長が務めるとなっておりますので、以後、議事につきましては会長に進行をお願いいたします。

会長、お願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。8月の定例の農業委員会ということで、ご出席を賜りまして大変ありがとうございます。

今年の8月9日は本農業委員会での新体制ということで、発足して、午後2時から初めての委員会が開催されたというふうに記憶しておるところでございます。早いもので1年が過ぎました。その間、各農業委員様、推進委員様につきましては、多様な課題にご尽力をいただきましてありがとうございます。今後ともひとつよろしくお願い申し上げます。

7月末に遅かった梅雨が明けまして、その後は連日の猛暑で、やや夏ばて気味でございますが、危険な暑さの中での農作業と申しますので、熱中症等については十分に注意をしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

さて、今年の食料自給率、いわゆる食料の国内消費に占める国産の割合を示すものですが、過去最低の37%というふうになったということで、これは米の記録的な不作が見込まれました、あの1993年、平成5年やと思うんですが、今から25年前、この時に並ぶ数字でございます。低温や日照不足が原因で、麦、大豆の生産が大きく減少し、一方では乳製品、牛肉の輸入の増加といったことも要因ということでございます。

この自給率というのは長期にわたって減少傾向にありまして、国の目標の45%というところからだんだん遠のいていっておるというようなことで、これもちょっと懸念しているところがございます。消費者の需要に応じた生産にいかにして取り組んでいくかというのが課題であります。

農家の人口減少とか、あるいは後継者不足、耕作放棄地の拡大等の問題を抱えながら、優良農地の維持のために、市が策定する

人・農地プランに農業委員会が積極的に参画し、市部局と一体となって取り組み、農地利用の最適化の成果が求められているというのが現状でございますので、よろしく願いしておきます。

・議 長

それでは、只今より 8 月定例会を進めてまいります。

本日の総会に欠席者の届出がありました。議席番号 4 番、林義文委員であります。

次に、議案の審議に先立ちまして、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定する議事録署名委員は、議席番号 9 番の岡本彰文委員、議席番号 10 番の池田泰子委員の 2 人を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案 7 件です。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案の説明に入る前に、議案書と、あと定例農業委員会の位置図につきまして、印刷の方が上下逆に印刷してしまっている所がありましたので、おわび申し上げたいと思います。見てもらう際にはご不便おかけしてしまいますが、よろしく願いいたします。

それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。まず、議案書の 3 - 1 ページと位置図の 3 - 1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市小原田字越部・・・、・・・、・・・及び・・・の計 4 筆です。いずれも登記簿地目は田、現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。農地の売却を考えていた譲渡人と農地の取得を考えていた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の堀畑氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧橋本町の下限面積 30 a をクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響がありません。譲受人はトラクター 3 台、耕運機 1 台、動力噴霧器 2 台、草刈り機 4 台、軽トラック 1 台を所有しており、農業従

事者は3名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図については3-2ページをご覧ください。

申請地は橋本市吉原字上ノ平・・・、登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は幹線道路の完成により申請地農地が分断され、申請地に隣接した農地を持っている譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人の・・・氏の経営耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等については影響ありません。譲受人はトラクター1台、動力噴霧機1台、中古管理機1台、軽四貨物車1台、草刈り機1台、田植え機1台を所有しており、農業従事者は2名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図については3-3ページをご覧ください。

申請地は橋本市岸上字川端・・・、登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は体力が落ち農業の継続が難しくなっていたところ、譲受人と話がまとまり本申請に及びました。譲受人大森氏の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて・・・㎡で、旧岸上村の下限面積40aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については影響はありません。譲受人は軽トラック1台、耕運機4台、草刈り機3台、動力噴霧器2台を所有しており、農業従事者は1名で、農作業常時従事要件を満たしております。

最後に、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図については3-4ページをご覧ください。

申請地は橋本市隅田町河瀬字大人之段・・・、登記簿地目は田、現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転となっております。譲渡人は経営拡大のため農地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人石橋氏の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて・・・㎡で、旧隅田村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については影響はありません。譲受人はトラクター1台、田植え機1台、コンバイン2台、スピードスプレイヤー2台、トラック2台を所有しており、農業従事者は2名で、農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で順次、追加発言をお願いします。

・ 木下委員

2番木下です。1番の説明をさせていただきます。現場見に行きましたところ、梅の木が5本とトウモロコシと里芋らしきものが少し植えてましたが、7割か8割方はもう草が生えていて、手入れされてないというような状態でした。・・・さんに電話したところ、もう年でもう農地は手放したいと。ここは元々ほかの人に作ってもらったということです。そして、・・・さんに電話して、農地として買う限りは最低3年は作ってよということを申しましたところ、・・・さんは農業はする気ないと断言されました。以上です。

・ 議 長

はい。次は。

・ 松岡推進委員

松岡茂夫です。・・・さんと・・・さんの件なんですけども、この件は農地造成の中において、・・・さんがエリア外にしてくださいよと。なぜ幹線道路を付ける時にエリア外にしたというのは、立木補償があったのでエリア外にして、幹線道路の協力してもらったということで、土地が分断されて・・・さんの所、ちょうど・・・、これが造成地なんですけども、そこへ引っ付けたということで、我々は造成の時にエリア内だけを換地したんですけども、これがエリア外になっておりましたので換地してなかったと。ほんでもうその工事の時に資材置き場にさせてくださいよということで、山を削って、ちゃんと・・・と一緒にような形でしたんで、・・・も・・・も、これでもう1つになったような感じで、売買、わがらではしたのに、もうその案件を忘れておって、今になって売買したように、実際はその当時にしたんですけども、今わかっ

てきて、ようやく申請に出したというようなことです。ほんで、・・・さんは今現在、極早生を植栽してもう4、5年になると思うんですけども、そういうような状態です。農地としてしっかりと栽培されておりますので、問題はないと思います。

・議 長
次。

・ 委員
3番。事務局の言うとおりで、問題ありません。

・議 長
4番。

・田中（一）委員
4番。田中です。事務局の方から説明あったとおりでございます。問題はないと思います。以上です。

・議 長
それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 委員
1番目の木下さんさっきおっしゃった件なんですけれども、市の農業委員会としては、市としてはどういう立場なんですか。百姓する気ないと言ってる方に対して、どういう態度で接するのか、それをちょっと聞かせてもらいたいと思います。

・議 長
事務局。

・事務局
事務局といたしましては、農地法3条ということで、農地を農地としてそのまま使うということで申請いただいておりますので、農地を、今、木下委員さんの方からおっしゃられたとおり、農作業をされないということであれば、使って耕作するように指導等

をしていきたいとは考えております。また、農地をそのまま放置されるということであれば、今回の3条の申請については、これは申請者さんの方に確認して、もう一度また再考していただくようなこと等も考えていきたいとは思っております。

・議 長

それでいいですか。ただ、そういうちょっと疑問のあるのは、譲受人が農地で活用するつもりはないというやつを、ここで農地として許可してええかどうかということやな。はっきり農地として活用する気ないんやったら。それやったら、これは買って転用するなり何なりしてもらわんことには。第3条というのは農地として活用するものを所有権移転というような格好でなるのを審議するところなんやから、譲り受ける人がはっきり農地として活用する方向でないのであれば、ちょっとこの3条からこれ外れると思うような気はするんやけど。その辺、事務局、どんなような感じを思ってるんか。

・事務局

意見書の確認をさせていただいたところ、総合意見については、農地として購入するが、本人は耕作せず、現在借りている人が耕作するというふうになっています。

・木下委員

そのことについてですが、・・・さんに聞きましたら、多分ここを借りてた人が作るん違うかというような言い方でしたが、現在はもう多分作ってないようなのが現実で、・・・さんとしては、もう年やし、もう農業なんてようせんので、もう手放したいのは確かやなということです。だから、・・・さんに関しては、そこを人に貸していたかどうかというのは確認してませんので、ちょっとそこは不確かですけど、・・・さんの言うことでは、そうじゃないかということです。私の判断としては、地主が変わるんかと。もし地主が変わるのであれば、その作った人と賃貸契約を正式に結ぶか、もしくはほかの5条申請にしてもらうかのどちらかが正しいと思うんですが、そこら辺のところの判断、ご審議お願いいたします。

・議 長

結局そこらのとこの判断やと思うけど、・・・さんが買うて、農地として活用するために、誰かに集積で貸すんやと、そういうふうな意向はあるんか。そういう確約ができてあんのか。本人自身は農業する気ない、農地として活用する気ないと言うてると、はっきり担当の委員さんなり、あるいは推進委員さんなりが話聞いているわけやから、そこら辺どういうふうに判断するかやな。

・事務局

この3条申請の申請にあたり確約書の提出いただいております。その中身につきましては、営農計画を立てて耕作に精励することというのが1番に明記されておりますので、営農につきましては、いま一度、事務局の方で確認をさせていただきたいんです。もし木下委員おっしゃるように、営農活動を全く考えてませんよ、しませんよということであれば、5条申請なり、また違ったことで申請をいただくのが通常のルールになってくるかと思っております。

・議長

ほしたら、その確約できるまで、今月はこれもう保留か、一旦は。そうでせんことには、許可してしもたら、おかしいことになるから、一旦保留して確約とって、ほいで1月遅れるけど、来月の結局あげて、来月そういう形の中でもう一回審議して許可していくというような格好をとらざるを得んのかな。今やったら不安定な格好で、これを許可してしもたら、もうそのまま許可したやないかということスタートされてしまうんで。

・廣田委員

これ受け付けする時は、代理人が来たら受け付けするんか、本人の書類持ってきたら受け付けするんか。

・事務局

こちらの方は、・・・さんという別の方が2人の申請書につきましては、書類の提出は別の方が持ってきております。

・廣田委員

その時に、それやったら今みたいな話、出れへんなんだん。

・事務局

その時はもう出ておりません。・・・さんから・・・さんの方に譲って、確約書で見たとおりで、農作業をするのかということ、するというふうには、その時は聞かせてもろてたんで、いま一度こちらの方で、事務局の方で、申請者と、あと、提出してくださった方もどこまで絡んでるか分からないですけれども、その方にも確認をとってみたいとは思っています。

・議長

ほかに、皆さん、ご意見ありませんか。どうぞ。

・委員

確約というのはどういう形で確約をされるんですか。やりますという書類にも書いてます。今度行って、ほんならやりますと言って誓約書みたいなのをもらっても、そのままやったら、ただ何かだしたら、何もせんままに2年、3年たっていくという可能性はあるんじゃないですか。書面だけでいくんやったら。

・廣田委員

5番廣田です。いや、確約書というのは何か出とる、さっきの話、あんまりよう聞かんかったんやけど、これ何て書いてあるか1回読んでみてよ、もう1回。

・事務局

確約書。本申請により橋本市小原田字越部・・・、・・・、・・・、・・・の農地を取得するにあたり、下記の事項を確約します。1、営農計画を立て、耕作に精進すること。2、地元関係農家と十分に協調し、各農業施設の維持管理は善良に行い、かつこれに要する経費の負担に応じること。3、橋本市農業振興計画並び関係地域の農業振興上の各種事業等の実施については全面的に協力すること。4、農地法及び確約事項に違反した時は関係機関の指導に異議なく従うこと。このように確約書が提出されております。

・廣田委員

通常、いろいろわし言うたけれど、3条の場合、確約書なんか書くことあれへん。この案件だけ何で確約書あるの。何かやばいなと思うたから、もろたんか。

- 事務局
いや、ほかの3条の申請についても確約書の方は付いております。
- 廣田委員
3条は付いとるんか。
- 議長
その確約書によると、農地として活用するということはもうはっきりと疑う余地はないわな。その確約書によるとな。
- 委員
これ、農地取得するという人は、元々農地あんな買えへんのちゃう。
- 議長
この人はどっさり持つとるのや。
- 池田会長職務代理者
どっさりある。
- 委員
これは1人？
- 議長
いや、やっとるのは、一部がやっとる。
- 委員
元々の、買う前の時点で持つてはるわけか。
- 議長
そうそう、それはもう、耕作面積はクリアできとんのや。クリアできてる。
木下さん。
- 木下委員

この人、半年前にも3条申請で買った土地を半年で5条申請で転売してる実例があるんです。ですから、今後、3条申請で絡むあれは最低3年は転売は不可と。農業をせよと。する気ないんやったら最初から5条で出せと。法的に拘束力がないということではなくて、やっぱしこういうふうな考えの方、多分、言っちゃあ何ですけど、ここ旧国道沿いなんですよ。農業するというよりはもう宅地として売った方がいいような状態で。1反ちよつとの所に4枚なんです。昔、田んぼやったと思うんですけど。農業するにもちよつと、かなと。もう今、田宮さん自身もちよつと農業、もう年も年で無理なのでということはおっしゃってたんで、またそこら辺のところを受け付けるのもちよつと今後も考えていただきたいなと思いますので。

- ・ 議 長
そこら、3条の法的なそういう縛りというんか。
- ・ 事務局
ないです。
- ・ 議 長
ただ、3年間は耕作せいよというのは法的には何も根拠ないわけやしな。
- ・ 事務局
それは法的には根拠ないです。
- ・ 議 長
何にもないんや、法的にな。その辺が結局、弱いとこやけども思うんやけども。
- ・ 岡本委員
その確約書は代理人が出しとるんですか、・・・さんが直筆で出しとるんですか。
- ・ 事務局
・・・さんの直筆で出してもろてます。

- ・ 議 長
本人からやな。
- ・ 廣田委員
私は思うんですねけど、3条は農地から農地ですので、別に本人せんでも、よその人でも構わんわけよな。さきに、この間飛ぶんであってという話やけど、あくまでも私らは現況、今の時点で対応を考えるということになっとるんで、計画も立ててしますとなっとりゃあ、嘘やろうって言えれへんのとちやいますの。
- ・ 議 長
確約書というのは信用せざるを得んということやから。公文書やからな。
- ・ 廣田委員
あくまでも。黒に近い灰色というんか、どうか知らんけどもやで。と私は思いますが。
- ・ 議 長
ほかにご意見。
- ・ 委員
今、作ってないんですか。
- ・ 議 長
今、休耕地になってる。
- ・ 木下委員
もう8割方、荒らしてましたね。多分、去年まで作ってた人がもうよう作らんということで・・・さんに返した。
- ・ 委員
黒マルチか何か敷いて、ちょっちょつとした跡は見えるけどな。
- ・ 木下委員
いや、もうそんなんもなかった。トウモロコシと里芋位を植えてあって。雑草が。

- ・ 委員
使われてない場合は農協へ頼んで使うてもらえるようにしてくださいと言って。
- ・ 木下委員
いや、ここはもう農振地域じゃないんで、農地中間管理機構には出せないんで。
- ・ 議長
ほかにご意見はございませんか。本人からそんな形ではっきりした確約書出てきているということも考慮せないかんなど、そういうふうに思うんですけど。
ほかに。
- ・ 木下委員
私も電話で、いや、ちょっと農業を頑張ろうかな、81歳ですから、・・・さん。
- ・ 委員
そやから、あの人は無理やって。
- ・ 木下委員
いや、息子さんもいるんでね。
- ・ 委員
そら、せんやろう。ほかに事業やっとなねやから。
- ・ 木下委員
そうね。果樹園やっとなるんでね。金はあるんですけど。
- ・ 議長
誰かに作らすんやな、一時。
- ・ 木下委員
いや、それはわからん。

- ・ 議 長
それわかれへんけど、それでも、確約書によると、そういうふう
に書いてあるというか、それを信用せな、公文書やから信用せ
なしゃあないと思うけどね。
- ・ 木下委員
それだったらいいんですけどね。
- ・ 議 長
だから、そなん嘘やろっていうことは、ここでは判断できへ
んから。やっぱりそんな形ではっきり行政当局へ出してきたぞと
いうことは。
- ・ 木下委員
ですから、もし、ほかが借りて作る人がいるのであれば、それ
はそれでいいんですけど、もし今後、3年以内にまた5条申請で
転売するとかいう話出てきた場合は、もうこの農業委員会で反対
ということ意見を意見出していきたいんです。
- ・ 議 長
その辺のところは結局、行政指導の一環になってくるので、法
的な根拠が何もないということになるので、ちょっとその辺は議
論をせんなんどこやと思うんやけども。法的にそういうことがあ
れば言えるんだけど、それ何もなかったら。
- ・ 岡本委員
3年間、一生懸命に作ってくれる人を探したけどおれへんだっ
て言われたら、それまでや。
- ・ 議 長
そこら辺のとは理屈やけど、なかなか。
- ・ 木下委員
多分、いませんわ、今。荒らしとるだけで、どうしたらええん
やってなってくるんで、そこのところを考えていかないといけな
いと思うんですが。見てもろたらわかるんですけど、もう住宅地、
ほとんど周り住宅地なんです。草刈り、朝から行ったら、やかま

しいに言われるやろうし、動噴を回したら、またやかましいに何やかや言われるような場所なんですけど。3条で来てる限りはやっぱし、そういうこと。

・議 長

そうそう。それはもう結局、3条で来てる限りは農地として活用してくださいよと、そういう形で農地として活用しますよというて確約書を出してくれてあるということであれば。

・木下委員

この人も、聞いた時に、する気ないって言わんだらええのに、言うんやもん、正直に。

・ 委員

確約と全く逆やし。

・木下委員

そう。する気ない、百姓せえへんって言われたんやもん。

・議 長

それでも、文書化してあるということはやっぱり、そういう。

・木下委員

そんなんは別に、行政書士書いてますやん、そんなん。

・議 長

言うた言わんという形になるさかいに、やっぱり文書というのは、お役所の書類というのは文書で始まり文書で終わるわけやさかいね。

・木下委員

私も電話した時の録音はしてませんので、文書が正しければ、私が嘘ついたということになりますけど。

・議 長

そういうことやな。こんな時はやっぱし、行政としては文書を重視するしかしゃあないんやろな。

- ・事務局

基本的には、残るものとしてはもう文書なのでそうなるんですけども、言われた言動というのはちょっと気になるところはあるので、一度、事情を聞くというのはすることはできると思いますけども。ただ、これ出てきとるけども、こう言うとったから、これはここでほんだら不許可にしようかって話になると、回り回って・・・さんに、そうしたら、また農地が戻るわけですよ。そうしたら、どうせほんまにここ耕作されないという状況になってくるので、その辺も含めて、まず考えた上でですけど、まずは本人さんに事情を聞いて、何でこう言われたということを、電話で言われたことと文書との齟齬というのはどういうことなんですかというのは聞くことはできると思います。

- ・ 委員

それは通るように出したんちゃうん。農地で買えるようにしたんちゃうん。

- ・事務局

書類は揃ってますもんね。

- ・議 長

どうぞ。

- ・事務局

本来、3条、4条、5条につきましては、まず、事務局の方で書類の確認は当然行います。それで、すべての書類が揃っていると確認した上で、地域の事情をよくご存じの担当の農業委員の皆さんに現地を確認いただいて、それと、あと農業委員さんのご意見を付して書類の方をまたうちの方に返していただいて、すべての議案書の方も処理をして、今、この場にあげさせていただいております。

あと、現地のやりとりにつきましては、文書というものがきちっと残っておりませんので、事務局といたしましては、申請いただいた書類をもとに、また、木下委員に行っていたいただいた現地の状況確認書並びに意見書、それをもとに今、申請をご審議いただいている状態であります。

我々としては、現地の、例えば、どういう前後があってその言葉が出てきたであるとか、それは一切今は知るよしがありませんので、ただ、疑義が出た以上、市の事務局といたしましても、すんなりと、はいということではなく、三浦からも申し上げさせてもらったとおりで、何らかの事情の確認または聴取は行いたいと思っております。

- ・ 委員

貸してくれるんやったら借ってもいうようなこともあったと思うんですね。やっぱり、この3分の1でも4分の1でも、ちゃんと、実態か嘘なんか知らんけど、借る人おるという証明があったら、ほしたら農地でやってくれとるなど。だけど、それ何も全くなしにやられると、何か意図的というか確信的な感じがするんよ。そのうちの4分の1でも誰か借って、書面あったりとか契約書あったら、これは耕作しとるなどという確認がとれるし。このままいったら多分、ほったらかしになって。ほんまに、言うたように3年後に5条申請出てきたら、その間の農地としての税金で払うて、税金逃れで、それで5条で。

- ・ 議長

それでは、こうしましょうか。要するに、確約書出てきてあるので、その確約書を確実に実行してもらうことを条件として、条件付きで許可をするというふうな形で、市当局から言うてもらうと。そういうことで、もう確約書も出てきてあるんやから、それも考慮したらないかんやろうし、するさかいに、その辺の条件を付けて許可をするというような格好で、ほかの委員さん、どうですか。

先生、どうぞ。

- ・ 大西（敏）委員

条件付きの許可というのはあるんですか。許可というのはあくまで。

- ・ 議長

そんな許可というのはないか。許可するための条件というんか、それはないんかな。集積事業の時は、要するに、解除条件付けて許可すらしよる。そういうようなのと一緒に、確約出てきたある

さかい、それを実行させるために、それを実行してくださいという形にして許可をするということ。そうでないと、今、木下委員言うように、直にどこかで売ったかする、それはないと思うんやけど、推定で物言うたらいかんのやけど、歯止めかかるように、そういうことも配慮しながら許可をしていくというような。本人、地権者はもう作る気ないと言うとんのやさかい。

・大西（敏）委員

危惧しているのは、もし条件付けた時に、条件を守らなかったら一体、その許可というのが一体どういう意味に、逆に。むしろ、今、現地の農業委員さん、現地に行かれまして、実情、今、不耕作にされてますので、そういったことを考えますと、このとおりですねという、その確認を得てから、むしろ許可するということが、それの方がいいように私は思います。

・木下委員

それ聞かれる時に、なぜ農業委員に、私は作る気はないんだと言ったのかも聞いてください。

・議長

あんまり端的に言い過ぎとんのや。正直に。

・木下委員

それ言えへんかったら。正直に言わんと、なあなあでやってくれたらよかったのに。

・議長

ほかにありませんか。

・事務局

大西委員に回答をさせてもろてないと思うんですけど、恐らく、許可というふうになってしまうと、恐らく条件を付して不許可になる場合もあるというか、許可が認められへんケースになってしまうと、その許可は許可じゃなかったん違うんかということのご質問やったと思うんですけど、確かにそれで、耕せへんなら、実はもうさかのぼって不許可にするよというふうになるんやったら、これだめで、あくまで意見を聞いた上で、耕すよとなった場合に

は許可というふうにせなあかんということになってくるので、そういう条件というか、うちから聞き取った内容で、確約書に基づいたものであれば許可ということでご理解いただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

・議 長

今、事務局の答弁ありましたけど、それでよろしいですか。それでご異議ございませんか。

．．．．．

・議 長

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定します。
次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。
整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市隅田町河瀬字千筒輪・・・、場所は養護老人ホーム・・・より南へ約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。申請者は、農業機器の大型化に伴い農業用機器の保管場所が必要になったこと、また、水稻の脱穀作業等で使用する施設が必要となったため、本申請に及びました。計画によりますと、農業用倉庫の建築となっております。排水につきましては申請地南西部にある既設升に排水いたします。雨水排水に

つきましても、同じく申請地南西部にある既設升に排水いたします。このことにつきましては、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 田中（一）委員

1番。田中ですが、この・・・さんにつきまして、ちょっと説明させてもらいますと、ここに申請しておるのが息子なんです。息子さんなんです。最近、今までの休耕田、荒廃地をどんどん、今まで持ってきたやつも、これ最近、ここ2、3年の間、水稻に、米作りにもものすごい熱心になって、びっくりするほど、今、耕作面積を持ってるの、今年も。だから、倉庫を建てるのにはもう絶対に必要だということも、現場見てもらったらわかるんですけど、とにかく許可申請お願いしたいと思います。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号の1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市赤塚字木落・・・、位置は恋野小学校より西に約・・・mに位置する第1種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。第1種農地は原則転用不許可となっておりますが、本申請は地域の農業振興に資する施設のうち集落に接続して設置される住宅に該当すると考えられるため、転用可能案件として判断いたしました。なお、この案件につきましては、農業振興地域から除外申請の方を、もう除外のことは完了しております。譲受人は市外在住の個人で、現在、子どもが生まれ住まいが手狭になったため適地を探していたところ、申請地に隣接して両親が居住しており、また、譲渡人が会社員で経営縮小を考えていたこともあり交渉したところ、本申請に至りました。計画によりますと、個人住宅として利用いたします。汚水・雑排水につきましては、申請地南側に合併浄化槽を設置し、申請地南東部に位置する道路内マンホールへ排水いたします。雨水につきましても、南東部に位置する道路内マンホールに排水いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地はすべて譲渡人の農地となっております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。
位置図につきましては5-2ページをご覧ください。

申請地は橋本市出塔字東山・・・、位置は市立西部小学校より北北西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外在住の個人で、太陽光発電の適地を探していたところ、遠方に居住しており農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、整地後、太陽光パネル284枚を設置し、太陽光電池の合計出力93.7kW、パワーコンディショナー9台、発電出力が49.5kWの太陽光パネルの設置をいたします。排水につきましては、汚水・雑排水は発生いたしません。雨水につきましては、自然浸透及び浸透し切れない分につきましては申請地内に水路を新設し、申請地西側水路へ放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加発言をお願いします。

・ 大西（正）委員

3番の大西です。現地も推進委員さんと一緒に確認もさせていただきまして、その時に譲渡人の確認もさせていただきました。また、その後、行政書士さんとも確認させていただいて、事務局の説明にもあったとおり、特に問題はありません。

・ 議 長
次。

・ 岡本委員

9番の岡本です。山の上で、昔は山林やった所を柿畑にしとるんですけども、もう今作ってなくて転売したいということで、太陽光発電については、周囲の柿作っるところももうやめてるということでございますから、問題ありません。1軒だけ

横で作っとるんですが、それは確認とってみたら、わかってますから結構ですと、こういう話でしたので、特に問題はございません。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

・議 長

事務局さん、第1種農地で転用する時の、転用しても構わん条件というのあったやろ。もう1回読んで、そこ。農業施設やったら。

・事務局

地域の農業の振興に資する施設のうち集落に接続して設置される住宅、その他、日常生活上または業務上必要な施設に該当する場合は、第1種農地であっても転用が可能となる条件となっております。

・議 長

例外として認めると、こういうことやな。

・事務局

はい。

・議 長

わかりました。

質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について を
採決いたします。
本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長
ご異議ないようですので、本件は原案のとおり進達することに
決定いたします。
次に、議案第 4 号 非農地証明願について を議題といたしま
す。事務局に提案理由の説明を求めます。

- ・ 事務局
議案第 4 号 非農地証明願についてご説明いたします。議案書
の非－1 ページと位置図の非－1 ページをご覧ください。
整理番号 1 番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本
市神野々字東光寺之段・・・、台帳地目は畑、現況は山林となっ
ております。申請地は昭和 4 0 年頃から耕作困難となり、現在は
山林となっていると申請を受けております。本申請につきまして
は、昭和 2 7 年以降何らかの原因で非農地になった土地で、2 0
年以上が経過し、周囲の状況から判断し将来的にも農地として使
用するのが困難で、農地転用行政上支障がないと認められると事
務局で判断いたしました。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

- ・ 議 長
事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明をお願
いします。

- ・ 委員
特にごございません。

- ・ 議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

．．．．．

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 非農地証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1から基-2ページ、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者の一覧をご覧ください。左端の整理番号1番から6まで、今回は6件になりますが、整理番号1番の案件を代表して読み上げます。

利用権の設定を受ける者は木曾琢未、利用権の設定をする者は成亥功。利用権を設定する土地は橋本市神野々字西下場・・・です。現況地目は田で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は3年、終期は令和4年8月31日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・㎡、新規の設定となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は全部で11筆、合計・・・㎡となっております。以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明のある方はお願いします。特にありませんか。

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。どうぞ。

・池田会長職務代理者

3番の案件の株式会社アゴラファームって、これ初めて聞いた名前なんですけれども、設定後の経営面積が12ということは、0ということですよ。現在作られている農地がないということですよ。新規ということですよ。

・事務局

はい。

・池田会長職務代理者

解除条件付きというのもあるので、これはどういった会社が参入しているんですか。

・議長

どうぞ。

・事務局

今回、・・・ということで、代表人・・・様の方から設立したということで申請があります。胡麻生地区において内容は野菜等を作っていきたいというようなことを聞いておるんですけれども、・・・ということで、会社の全部事項証明書の方へも、会社として農産物の生産・加工、卸の販売、前号に附帯関連する一切の事業ということで、農業生産関係の事業を進めていくということで、今回、新規の申請というふうに伺っております。

・池田会長職務代理者

法人というんじゃないんです。農業法人じゃない。

・事務局

はい。株式会社です。

・議長

どうぞ。

・事務局

補足で。実は、四条畷に砂栽培といって、砂の上に養液を落として、施設で栽培するという、そういう手法を用いて、ちょうど胡麻生の・・・さんの裏の所にもう、これも通ってからじゃないとあかんのですが、ちょっとビニールハウス建てると思うんですけど、そちらで経営をするということで、今はもう進んでおるような状況です。

・議 長

どうぞ。

・田中（里）委員

6番田中です。私も現地を視察に行ってきたら、高床式の砂栽培でチンゲンサイをハウスの中で栽培していました。若い男の子で、30過ぎの男の子が一生懸命やっていました。以上です。

・議 長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（農地中間管理事業分）をご説明いたします。議案書、次のページ、中-1をご覧ください。

整理番号1番についてご説明申し上げます。利用権の設定を受ける者は和歌山県の農地中間管理機構である公益社団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は阪本匡央。利用権を設定する土地は橋本市恋野字去年川・・・です。現況地目は田で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は5年で、終期は令和6年8月31日となっております。なお、今回利用権を設定する土地は全部で1筆、合計・・・㎡、新規の利用権設定となっております。県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することとなります。現在のところ、ちょうど8月の頭に農業公社の方から決定したという通知が決まりましたので、また、後日、皆さんの方に、決まった通知の方をまた提出させていただきたいと思っておりますので、以上ご報告の方、よろしく申し上げます。以上です。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明あればお願いいたします。ありませんか。

それでは、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に

ついて を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書の納-1から納-2ページと位置図の納-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市隅田町中島・・・さんです。申請地は橋本市隅田町中島字 奥 臺 ・ ・ ・ ・ ・ 、 隅 田 町 中 島 字 竹 之 下 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ 及び中島字勿垣内・・・の計11筆で、合計・・・㎡となっております。本申請は故・・・氏より申請者が相続した農地に係るものとなっております。相続開始日は平成31年1月22日となっております。

以上につきまして書類審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・田中（一）委員

7番の田中ですが、今、事務局の方から説明していただいたとおり、また、私も現場も見せていただいておりますし、問題ないと思います。

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

.....

・議長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。議案第7号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

続いて、その他に移ります。委員の皆さんで何かご質問、ご意見はございませんか。

.....

・議 長

私の方から特に事務局に、さっきの小原田の案件については、確実に確認をとってから許可するようにしてください。念を入れておきます。

以上をもちまして、本日提案いたしました議案等はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和元年8月の定例農業委員会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年8月9日

会 長 土井 清美 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩

10 番 池田 泰子 ⑩